

答申第 828 号

情 公 第 2625 号

令和 7 年 12 月 17 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会
会長 田村 達久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 9 月 5 日付けで諮問された特定地番の土地に関する文書公開拒否の件（諮問第 889 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、審査請求人からの令和4年6月17日付け行政文書公開請求に対し、文書不存在を理由に行政文書公開拒否決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年6月17日付で、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、別表に掲げるとおり、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年6月27日付で、条例第10条第3項の規定に基づき、文書不存在を理由に行政文書公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年7月8日付で、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、道水路等境界復元に関する文書を実際に撮影した上で本件請求を行っていることから、文書不存在との決定はあり得ない。
- (2) 実施機関は、平成10年4月20日付で道水路等境界調査復元を特定市長に申請しているが、令和元年10月4日の文書公開の場で、道水路等境界調査申請に関する文書を偽造した。実施機関の職員が公開すべき文書を持ったまま逃げて戻らなかつたため、公開されないままとなっている。
- (3) 元々不存在で偽造したのか、ある時までは存在していたのか、法的に不存在となつたのか、法的不存在になつたのならいつなのか、廃棄されたのか、分からぬ。実施機関が保有する文書には、K4石杭を新設したと記載された写真が綴られているにもかかわらず、物理的不存在と決定しているため、本件審査請求を提起する。

4 実施機関（担当：県土整備局住宅営繕事務所）の説明要旨

審査請求人は、実施機関が平成10年4月20日付けで道水路等境界調査復元の申請を特定市長に行った旨主張するが、当該日付の申請書を執務室内及びPDF集積ファイル内で探索したが、存在しなかったため、物理的不存在とした。

また、審査請求人は文書を撮影したと主張しているが、平成10年4月20日付けの道水路等境界調査復元申請書は存在せず、審査請求人が撮影したとする文書が、いかなる文書であるか不明である。

5 審査会の判断理由

実施機関は、本件請求に対して、物理的不存在を理由に非公開決定を行っているため、以下、本件処分の妥当性を検討する。

当審査会が本件請求に係る行政文書公開請求書の記載内容を確認したところ、平成10年に神奈川県が特定市へ申請したとされる「道水路等境界調査復元」に関する行政文書（以下「境界調査関連文書」という。）の公開を求めるものと認められる。

この点、当審査会は過去に境界調査関連文書に係る非公開決定の妥当性について、令和7年6月4日付け答申第810号（以下「答申第810号」という。）で判断を行っている。

答申第810号は、「当審査会が実施機関に確認したところ、境界調査関連文書は仮に存在したとしても、その保存期間は実施機関における行政文書の作成や保存等について定める神奈川県行政文書管理規則（略）の別表に規定する『県有財産の処分又は管理に関するもの』であるとして、10年保存文書に該当するとの説明があった。本件請求内容を踏まえれば、境界調査関連文書は県有地と特定市が管理する道水路等との土地境界の調査に関する文書と認められることから、これを『県有財産の処分又は管理に関するもの』として10年保存文書に該当するとした実施機関の説明は、不自然、不合理ではない。」とした上で、「平成10年から既に10年を超える期間が経過していた本件請求時点（令和2年10月16日）においては、境界調査関連文書の保存期間は満了していたことになる。」として、実施機関の非公開決定を妥当である

と判断している。

そして、本件審査請求においても、上記判断を覆すに足りる新たな事情が認められない以上、本件処分は妥当である。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

公開請求に係る行政文書の内容
<p>神奈川県知事は、特定市特定区特定地番を事前（特定市特定区特定地特定法人）に調査させ、（境界調査の申請）第3条 申請者は、1. 道水路等境界調査申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。2. 前項に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。（1）申請に係る土地に関する登記事項証明書 （2）公図（写し） （3）現地案内図 （4）委任状（境界調査に関する立会い及び承諾の権限を申請者以外の者に委任する場合に限る。）3. 申請者は、境界調査をするための立会いについて、あらかじめ申請隣接地の所有者（境界復元にあっては、境界標の存する土地の所有者に限る。以下同じ。）の同意を得ておかなければならない。</p> <p>4. 前項の規定により申請隣接地の所有者の同意を得た申請者は、申請隣接地の所有者の立会同意届出書（第2号様式）を第1項に規定する申請書に添えて、市長に提出しなければならない。」に基づき、特定市長に道水路等境界調査復元（平成10年4月20日付）を申請し、同年7月に竣工している現況地を、神奈川県知事所属（神奈川県住宅営繕事務所）特定課課長、特定課課長、特定職員等が写真撮影するなど長時間視察をされた。其の上で、道水路等境界調査復元（平成10年4月20日付）申請の際に、あらかじめ、特定区特定地番に接する土地所有者との境界について、特定市特定区特定地特定法人が地積測量調査を行い。平成10年3月10日付で地籍測量図を作成し、道水路等境界調査復元（平成10年4月20日付）申請書に添えたと主張された地籍測量図原議写しの開示を求める。</p>

別 紙

審 査 会 の 处 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 9 月 6 日 (收受)	<input type="radio"/> 諮問
令和 4 年 10 月 3 日	<input type="radio"/> 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を收受
令和 7 年 10 月 31 日 (第 254 回部会)	<input type="radio"/> 審議
令和 7 年 11 月 21 日	<input type="radio"/> 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を收受
令和 7 年 11 月 28 日 (第 255 回部会)	<input type="radio"/> 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
鍔 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(令和 7 年 12 月 17 日現在) (五十音順)